

(提出先) 横浜市

連絡先は携帯電話でも可。(標識に表れていない担当者名については閲覧用では消してください。)

「提出者」は開発事業者です。

住所 横浜市〇〇区〇〇・・・
 提出者 氏名 横浜 太郎
 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
 (担当者氏名及び連絡先 横浜 花子 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

横浜市開発事業の調整等に関する条例第13条第1項、第15条第2項又は第20条第2項後段の規定により、次のとおり開発事業計画書を提出します。

開発事業計画番号	第 〇〇 開計 〇〇〇〇 号	原則は開発事業区域に含まれる地番を全て記入してください。ただし、記入しきれない場合は、代表の筆と外〇筆と記入してください。(別紙添付可:公図の写し等)
開発事業区域に含まれる土地の地名地番	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番外〇筆	
標識設置年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	
開発事業区域の面積	2000.00m ²	用途地域、高度地区以外の都市計画法第8条で定める地域地区に該当する場合は、記入してください。
敷地の概要	区域区分	市街化区域/市街化調整区域
	用途地域	(※1) 第1種低層住居専用地 高度地区
	指定建ぺい率	40% 都市計画法施設地区 (※2) 幹線街路〇△線
	指定容積率	80% その他の地域地区 (※3) 第3種風致地区
宅地造成等規制法	規制区域 有・外 景観計画の適用 有・無	
地目別	登記事項証明書上の地目 (※4)	分 宅地 農地 山林 官有地 その他 計
	面積	積 1500.00m ² m ² 500m ² m ² m ² 2000.00m ²
	比率	率 75% % 25% % % 100%
地域まちづくり計画	都市計画マスタープラン(地区プラン)	無
	地区計画	△△地区地区計画
	地域まちづくりルール	無
開発事業の目的	(※5) 戸建住宅(10棟)	
開発事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ①開発行為(開発区域の面積が500m ² 以上のもの等) <input type="checkbox"/> ②大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上) <input type="checkbox"/> ④宅地造成 <input type="checkbox"/> ⑤斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> ⑥開発行為(開発区域の面積が500m ² 未満で、道路の位置の指定を要するもの)	該当する項目がない場合は、<無>と記入します。
	「開発行為」の場合には「宅地造成」のチェックは不要	ごみ収集場はここ
(※6) 土地利用区分	宅地 道路 公園等 排水施設 貯水施設 公益用地 その他 計	
面積	積 1600.00m ² 398.00m ² m ² m ² m ² m ² 2.00m ² 2000.00m ²	道路状空地はここ
区域面積に対する比率	80.00% 19.90% % % % 0.10% 100%	消防用
条例で必要な空地	道路状 歩道等 自由利用 (※7) ※ 緑化	
面積	積 90.00m ² m ² m ² (%) △△m ² (10.01%)・高10本	
予定される建築物等		
概要	用途	一戸建て住宅 住戸数 10戸
	敷地面積	125.00~150.00m ² 階数 地上2階 地下0階
	* 建築面積	m ² * 建ぺい率 %
	* 延べ面積(車庫等)	m ² (m ²) * 容積率 %
	* 構造	* 高さ m
* 棟数	棟 * 駐車台数 台	* 印の欄は予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には記入は不要です。
開発事業の工事着手予定年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	開発事業の工事完了予定年月日 令和〇〇年 〇月 〇日
※ 受付年月日	年 月 日	年 月 日
備考	※ 開発事業区域のすべてが緑化地域に含まれ、すべての建築物の敷地が緑化地域制度の規定の適用を受ける (※8)	

- (注意)
- ※印の欄は、記入しないでください。
 - *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。
 - 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 開発事業の種類①から⑥までのいずれかに該当する場合は、次の図書を添付してください。
 - 位置図、(2) 現況図(地形、開発事業区域の境界並びに開発事業区域内及びその周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。)、(3) 公図の写し、(4) 土地利用計画図(開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置並びに横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は1,000分の1以上としてください。)、(5) 造成計画平面図及び造成計画断面図(宅地造成を行う場合に限り。)、(6) 建築物の立面図(予定される建築物が一戸建ての住宅以外の場合に限り。)、(7) 住民説明に使用した開発事業の構想等に関する資料、(8) 標識に土地利用計画図を貼付し、その状況が分かるよう撮影した写真、(9) 説明範囲及び説明対象者が分かるように記入した資料、(10) その他市長が必要と認める図書
 - 開発事業の種類⑥については、第1面のみ記入し、上記4に掲げる図書のうち、(1)から(6)まで及び(8)の図書を添付してください。
 - 開発事業計画書及び図書は、3部提出してください。ただし、上記4(8)及び(9)の図書は、1部提出してください。

特定大規模開発事業の場合は、必ず『説明会』になります。複数の開催日を設定してください。

複数回に分けて設定した説明会の日時を記載してください。各々の説明会の開催時間が異なる場合は、それぞれ記入します。

説明の実施日時			1 説明会 令和〇〇年4月15日 4月20日 △: △~△: △	年月日 ~ 年月日
主に説明を行った者の氏名			〇〇株式会社 〇〇部	
説明の項目			説明の	
大項目	小項目	確認		
土地の利用計画	開発事業区域の設定	■	土地利用を図る範囲について図面のとおり自己所有地全てを区域に設定しました。	
	車・人の出入り	■	東側8.5m道路より出入します。	
	ゴミ置き場	■	区域〇側に整備します。	
	敷地内の緑化	■	敷地の〇㎡を緑化します。	
	道路状, 歩道状, 自由利用空地	■	〇側市道の中心から2.25m後退し、市に帰属します。	
	開発事業区域の外周の排水計画	■	区域外周に排水溝を設け、公共下水道に放流します。	
	集会室	■	区域内に集会施設(面積50㎡)を設置します	
	(その他)	□		
予定建築物等の計画概要	用途	■	共同住宅です。/戸建住宅です。	
	敷地面積	■	〇〇㎡で計画しています。	
	戸数	■	〇□戸です。	
	階数	■	〇階建てです。	
	* 建築面積等	■	△△㎡2です。	
	* 構造	■	〇□造です。	
	* 高さ	■	〇△mです。	
	(その他)	□		
公共施設等の整備	道路の計画	■	区域東側の道路を幅員8.5mに拡幅整備し、市に帰属します。	
	公園の計画	■	区域〇側に面積の6パーセント(●㎡)の公園を整備します。	
	調整池・雨水流出抑制施設	■	区域△部分に調整池を整備します。	
	(その他)	□		
宅地造成	切土・盛土の範囲	■	図面により説明。赤は盛土、黄色は切土です。	
	擁壁の位置・高さ	■	隣接者に対し、断面等で擁壁の高さを示します。	
	擁壁の種類・構造	■	間知石積の擁壁2~4mです。	
	(その他)	□		
事業スケジュール	予定工期	■	平成〇〇年9月から平成△△年1月までを予定しています。	
開発事業区域における防犯対策	防犯	■	地域まちづくり計画が策定されていない場合は説明不要です。 街灯を設置します。	
開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保		■	特定大規模開発事業以外は省略可能です。 車両の出入口が接する...を確保します。・車両の出入口にミラーを設置し、通行の安全を確保します。	
地域まちづくり計画との整合		■	特に策定されていません。	
手続の流れ	意見書の提出	■	説明会(戸別訪問)後5日間意見書が提出できること	
	縦覧期間中の再意見書の提出	■	縦覧期間14日間に再意見書を市長を経由して提出できること 市長に報告書を提出したことについて標識で確認できること 縦覧できる場所について説明	
その他	(任意に記載)	□		
		□		

戸別訪問の場合は、説明を開始した日付から最後に説明に行った日付を記載してください。(例)記載例の場合だと4月1日~22日となります。

図面等により説明してください。開発区域に接している住民には、影響のある部分を説明してください。

1面に合わせた内容で説明してください。

予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には記入は不要です。

図面等により説明してください。開発区域に接している住民には、影響のある部分を説明してください。

平面図、断面図等により説明してください。開発区域に接している住民には、影響のある部分を説明してください。

(注意) 1 主に説明を行った者が法人又は人の代理人又は使用人の場合は、その所属も記入してください。
2 確認欄には、説明の項目の内容を説明したことを確認し、レ点を入れてください。
3 *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

条例第5条に従い、適切に開発事業区域を設定してください。

開発事業における配慮項目	開発事業計画における開発事業者の対応
1 殊更に小規模な開発事業区域を設定しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・殊更に小規模な区域とならないよう、自己所有地全てを開発事業区域とします。
2 開発事業に伴い必要となる開発事業区域内外の公共施設の整備に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・区域東側の道路を幅員8.5mに拡幅整備します。 ・区域面積の6パーセント(●㎡)の公園を整備します。
3 開発事業区域に伴い必要となる開発事業区域内外の公益的施設の確保に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内に集会施設(面積50㎡)を設置します。
4 開発事業区域に設けた公共施設及び公益的施設の横浜市への引継ぎ等の措置に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・拡幅整備する道路は横浜市へ帰属します。 ・区域内に整備する公園は横浜市に帰属します。 ・区域内に設置する集会施設は横浜市に帰属しません。
5 横浜市都市計画マスタープラン(区プラン)との整合に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・区マスタープランに基づき、開発区域の良好な住環境の形成に努めます。
6 地域まちづくり計画が策定されている場合は、当該計画との整合に関すること。	<p>計画地を含む地域に地域まちづくり計画は策定されていません。</p>
7 予定される建築物の建築又は工作物若しくは特定工作物の建設における周辺環境との調和等に関すること。	<p>建物周囲に十分な空地および緑地を設け、周辺環境との調和を図ります。</p>
8 住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業に当たっては、適正な土地利用の維持及び良好な居住環境の保全に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外周には緑地を設けることにより、良好な居住環境を確保します。 ・敷地面積を大きく取り庭や空地を確保することで、日照およびプライバシーを確保し、良好な居住
9 開発事業区域及びその周辺の地域における防犯対策に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯を設置します。
10 開発事業区域及びその周辺の地域における通行の安全に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の出入口が接する東側道路には幅員2mの歩道を設置し、歩行者の安全を確保します。 ・車両の出入口にミラーを設置し、通行の安全を確保します。
11 開発事業区域及びその周辺の地域における利便の増進に寄与する公益的施設用地の横浜市への譲渡に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域面積の3%を公益的施設用地として確保し、横浜市へ譲渡します。
12 横浜市開発事業の調整等に関する条例第24条に規定する開発事業の計画の遵守に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の同意を受けた開発事業計画に従い工事を行い、計画通りに土地利用を行います。
13 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇街づくり協議地区の計画に整合した計画とします。

公共施設の整備について記入してください。(※10)

公益的施設の計画について記入してください。(※11)

公共施設及び公益的施設の管理について記入してください。

地域まちづくり計画がない場合は、その旨を記入してください。

区域周辺への配慮を記入してください。

区域内における居住環境への配慮を記入してください。

防犯対策としては、他にフェンスによる囲いなどがあります。

1~12以外について、開発事業における配慮等がある場合に記入してください。

特定大規模開発事業以外は省略可能です。

※ 第2面の説明の内容に関し、近接住民若しくは地域住民又は地域まちづくり計画運営団体からの意見に配慮した事項、意見を反映し、計画を変更した経緯等がある場合には、開発事業計画書の提出に至るまでの調整の内容について、下枠内に概要を記入してください。

地域まちづくり団体から、〇〇について計画を見直してほしいとの申し入れがあったため、〇〇について△△とするよう計画を一部見直し、再度説明を行った。

開発事業の説明状況

No.	説明を受けた者の住所・氏名	区分	説明日・方法	説明者氏名	住民意見符号
1	横浜市〇〇区△△1丁目1-1 横浜 一郎	1,2,3	4月1日 資料投函 出席	△△ △△	(1)
2	横浜市〇〇区△△1丁目1-2 横浜マンション101号 横浜 次郎		4月15日 説明会出席	△△ △△	
3	横浜市〇〇区△△1丁目1-2 横浜マンション102号 横浜 三郎	1,2,3	4月1日 資料投函 4月25日 電話での質問を受け訪問 +説明	△△ △△	
4	横浜市〇〇区△△1丁目2-1 コンビニエンスストア みなとみらい 店長 横浜 青葉	1	4月1日 資料投函 4月20日 説明会出席	△△ △△	(2)
	横浜市〇〇区△△1丁目2-2 横浜 緑	2,3	4月1日 資料投函 説明会欠席	△△ △△	(3)
5	横浜市〇〇区△△1丁目3-1 戸塚 一郎	1	4月1日 資料投函 4月15日 説明会出席	△△ △△	
	横浜市〇〇区△△1丁目3-1 戸塚 次郎	1	4月1日 資料投函 4月15日 説明会出席		
	横浜市〇〇区△△1丁目3-2 戸塚 三郎	2,3	4月1日 資料投函 4月15日 説明会出席	△△ △△	(4)
6	横浜市〇〇区△△3丁目5-1 株式会社 横浜工業 担当 横浜 三郎	1,2,3	4月1日 資料投函 説明会欠席	△△ △△	
7	〇〇地域まちづくり団体 代表 鶴見 市郎	—	4月1日 資料投函 4月15日 説明会出席	△△ △△	(5)
8	東京都〇〇区△△1丁目4-5 東京 四郎	1,2,3	4月1日 説明資料 郵送		

説明会への出欠にかかわらず、該当する地域住民を記載してください。

資料郵送(投函)は、説明会当日の7日前までには配布しなければなりません。

地域まちづくり計画運営団体の場合は記載不要

説明対象の住民のうち遠方(横浜市外)に居住している場合は、説明資料等の郵送も可能です。

(注意) 区分の欄には、建築物の占有者(居住者、営業者等)にあつては1、建築物の所有者にあつては2、土地の所有者にあつては3を記入してください。

審査用の記載例

(第5面)

<説明会の場合>

住民意見符号	説明に対する住民の意見	見解書	住民の意見に対する開発事業者の見解又は措置
	【4月15日説明会での意見】	説明会の議事録があれば、別紙で添付してください。	説明会で直接回答したものについては、日付を記載する必要はありません。
(1)	・予定している工期はどの程度ですか。	/	・開発事業工事の工期は平成〇〇年9月から平成△△年1月までを予定しています。
(4)	・今後の連絡先はどこですか。	/	・〇〇株式会社 〇〇部〇〇課 △△ △△が対応いたします。
(不明)	・.....	説明会の際に、氏名が不明な発言があった場合にも、発言者が不明であることが分かるようにし、意見を記載してください。	
	【4月20日説明会での意見】	説明会で出された意見は各説明会ごとに分けて記載してください。	
(2)	・山田さんの家の横の通路はよく利用するので、通路の敷地の緑化をもっと増やしてほしい。	/	・検討します。
(5)	・.....	/	・.....
	【意見書】	説明会での意見以外に「意見書」として文書で提出された意見については、「意見書」としてまとめて記載してください。	
(3)	・開発造成工事用車両の早期待機は遠慮してほしい。 ・.....	4/28	・工事車両の早期待機はいたしません。また、開発事業工事関係者には指示・指導いたします。 ・.....
	提出された「意見書」についての意見は、全文をそのまま転記してください。	/	見解書を送付した日を記載してください
	複数の別の住民から同様の意見書が提出された場合でも、ひとつにまとめずに記載してください。	/	
		/	
		/	

審査用の記載例

(第4面)

<戸別訪問説明の場合>

開発事業の説明状況

No.	説明を受けた者の住所・氏名	区分	説明日・方法	説明者氏名	住民意見符号
1	横浜市〇〇区△△1丁目1-1 横浜 一郎	1,2,3	【構想1】 4月3日 説明	△△ △△	(1)
			【構想2】 4月20日 説明		
2	横浜マンション101号 横浜 次郎	1,2,3	【構想1】 4月3日 説明	△△ △△	(2)
			【構想2】 4月20日 不在(説明資料投函) 4月21日 説明		
3	横浜市〇〇区△△1丁目102号 横浜 三郎	1,2,3	【構想1】 4月3日 説明	△△ △△	
			【構想2】 4月20日 不在(説明資料投函) 4月21日 説明		
4	横浜市〇〇区△△1丁目2-1 コンビニエンスストア みなどみらい 店長 横浜 青葉	1	【構想1】 4月3日 説明	△△ △△	
			【構想2】 4月20日 説明		
4	横浜市〇〇区△△1丁目2-2 横浜 緑	2,3	【構想1】 4月3日 説明	△△ △△	
			【構想2】 4月20日 不在(説明資料投函) 4月21日 不在 4月22日 不在		
9	〇〇地域まちづくり団体 代表 鶴見 市郎	—	【構想1】 4月1日 説明 【構想2】 4月20日 説明	△△ △△	(3)
10	東京都〇〇区△△1丁目4-5 東京 四郎	1,2,3	構想1 4月1日 説明資料	△△ △△	
			構想2 4月20日 説明資料 郵送		

住民からの意見を反映させ、構想書を変更した場合は、その都度説明を行ってください。開発事業計画書に提出する図面は必ず住民に説明したものとしてください。

不在であった場合には、初日に説明資料を投函し、日を改めて2回以上訪問する必要があります。

住民1、2、9に説明をしたところ、意見が出されたところで、計画を変更し改めて説明にまわった。

地域まちづくり計画運営団体の場合は記載不要

説明対象の住民のうち遠方(横浜市外)に居住している場合は、説明資料等の郵送も可能です。

(注意) 区分の欄には、建築物の占有者(居住者、営業者等)にあつては1、建築物の所有者にあつては2、土地の所有者にあつては3を記入してください。

縦覧用の記載例

(第4面)

<説明会の場合>

開発事業の説明状況

No.	説明を受けた者の住所・氏名	区分	説明日・方法	説明者氏名	住民意見符号
1	横浜市〇〇区△△1丁目1-1 横浜 一郎	1,2,3	4月1日 資料投函 4月15日 説明会出席	△△ △△	○
2	横浜市〇〇区△△1丁目1-2 横浜マンション101号 横浜 次郎	1,2,3	4月1日 資料投函 4月15日 説明会出席	△△ △△	○
3	横浜市〇〇区△△1丁目1-2 横浜マンション102号 横浜 三郎	1,2,3	4月1日 資料投函 4月25日 電話での質問を受け訪問 +説明	△△ △△	○
4	横浜市〇〇区△△1丁目2-1 コンビニエンスストア みなとみらい 店長 横浜 青葉	1	4月1日 資料投函 4月20日 説明会出席	△△ △△	○
	横浜市〇〇区△△1丁目2-2 横浜 緑	2,3	4月1日 資料投函 説明会欠席	△△ △△	○
5	横浜市〇〇区△△1丁目3-1 戸塚 一郎	1	4月1日 資料投函 4月15日 説明会出席	△△ △△	○
	横浜市〇〇区△△1丁目3-1 戸塚 次郎		4月1日 資料投函 説明会出席	△△ △△	
	横浜市〇〇区△△1丁目3-2 戸塚 三郎		4月1日 資料投函 説明会出席	△△ △△	
6	横浜市〇〇区△△3丁目5-1 株式会社 横浜工業 担当 横浜 三郎	1,2,3	4月1日 資料投函 説明会欠席	△△ △△	○
7	〇〇地域まちづくり団体 代表 鶴見 市郎		4月1日 資料投函 4月15日 説明会出席	△△ △△	○
8	東京都〇〇区△△1丁目4-5 東京 四郎				

黒塗りではなく、符号自体を消すようにしてください。

法人や共同住宅の住所及び法人名や共同住宅の場合のマンション名については消さないでください。

縦覧・閲覧用は、地番・氏名・住民意見符号は記入しないでください。(もしくは黒塗り等で見えないように消してください)

(注意) 区分の欄には、建築物の占有者(居住者、営業者等)にあつては1、建築物の所有者にあつては2、土地の所有者にあつては3を記入してください。

縦覧用の記載例

(第5面)

<説明会の場合>

住民意見符号	説明に対する住民の意見	見解書送付日	住民の意見に対する開発事業者の見解又は措置
	【4月15日説明会での意見】	/	
○	・予定している工期はどの程度ですか。	/	・開発事業工事の工期は平成〇〇年9月から平成△△年1月までを予定しています。
○	・今後の連絡先はどこですか。	/	・〇〇株式会社 〇〇部〇〇課 △△ △△が対応いたします。
○	・.....	/	・.....
	【4月20日説明会での意見】		黒塗りもしくは符号自体を消すようにしてください。
○	・山田さんの家の横の通路はよく利用するので、通客の敷地の緑化をもっと増やしてほしい。	/	・検討します。
	・.....	/	寄せられた意見の中で個人が特定できる情報がある場合は消してください。
	【意見書】	/	
○	・開発造成工事用車両の早期待機は遠慮してほしい。 ・.....	4/28	・工事車両の早期待機はいたしません。また、開発事業工事関係者には指示・指導いたします。 ・.....
		/	
		/	
		/	
		/	

<別紙>

(※1) 用途地域が複数ある場合は、それぞれの敷地概要を記入してください。

<例>

用途地域	第1種低層住居専用地域／第1種住居地域	高度地区	第1種 / 第4種高度地区
指定建ぺい率	50% / 60%	指定容積率	80% / 200%

(※2) 『都市計画施設』とは

都市計画に定められた、道路、河川、公園・緑地等を示します。

(※3) 『その他の地域地区』とは

都市計画法第8条で定める用途地域・高度地区以外の地域地区を示します。

(例) 風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区等

(※4) 『地目別』の面積は実測値と登記事項証明書の面積が違う場合は、実測値の合計に合うように謄本上の面積を
あん分してください。また、『地目別』の区分は登記事項証明書上の地目に沿って記入してください。

宅地：「宅地」

農地：「田」、「畑」

山林：「山林」

官有地：地目にかかわらず、国・県・市等が保有するものについてはここに該当します。

これ以外の地目については、「その他」とします。

(※5) 『開発事業の目的』欄について

住宅地の場合には、自己の住宅、宅地分譲、建売住宅付分譲、造成後一括分譲、社員社宅の建設等。工場、店舗、倉庫等の場合は、自己の業務用か否かの別を明示して記載してください。

(※6) 『土地利用区分』について

・「道路状空地」は、「道路」に含まれます。(道路保護用地についても道路に含まれます。) 狹隘道路によるセットバック部分についても、「道路」の扱いになります。なお、帰属を受けない「道路状空地」については「宅地」に含まれます。

・宅地造成等規制法において、宅地とは「農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地」をいいます。(宅地造成等規制法第2条第1号) よって、宅地造成において建築物を伴わない駐車場部分について「宅地」の扱いになります。

・河川改修の代替手段として設置される調整池は公共施設には該当しません。

(調整池は「開発事業に伴い河川流域の流出機構が変化して、当該河川の流量を著しく増加させる場合に、下流の河川改修に代わる洪水調節のための暫定的代替手段として設置されるもの」。

→土地利用区分は「宅地」(建築物の地下に設置する場合など)、もしくは「その他」に記入することになります。

(次項へ続く)

(※7) 『条例で必要な空地』について

- ・条例第18条2項1～4号に該当する空地を設けた場合、各空地面積、本数を記載してください。
 - ・緑化空地について、面積ではなく本数協議の場合は、面積欄は記入せず、本数欄に「高○、中△、低○」と記入してください。
- ＜例＞ 高木2本、中木5本、低木3本の場合は、「高2、中5、低3」と記入。

(※8) 調整条例による緑化空地設置が適用除外となる場合の記載方法

条例で必要な空地		道路状	歩道状	自由利用	欄① 緑化
面積		m ²	m ²	m ² (%)	m ² (%)・本
予定される建築物等					
概要	用途			住戸数	戸
	敷地面積	m ²		階数	地上 階地下 階
	* 建築面積	m ²		* 建ぺい率	%
	* 延べ面積(車庫等)	m ² (m ²)		* 容積率	%
	* 構造			* 高さ	m
	* 棟数	棟		* 駐車台数	台
開発事業の工事着手予定年月日		年 月 日		開発事業の工事完了予定年月日 年 月 日	
※ 受付年 月 日		年 月 日			
備考	欄②				

(1) - 1 敷地のすべてが緑化地域制度の適用を受ける場合

欄① 緑化の欄に「※」、面積の欄、宅地面積に対する比率、樹木本数の欄にそれぞれ「0」を記載してください。

※ 緑化
0 m ² (0%) ・ 0 本

欄② 「※開発事業区域のすべてが緑化地域に含まれ、すべての建築物の敷地が緑化地域制度の規定の適用を受ける」と記載してください。

(1) - 2 敷地の一部が緑化地域制度の適用を受ける場合

欄① 緑化の欄に「※」、面積の欄に調整条例に基づき設置する緑化空地面積または樹木本数を記載してください。宅地面積に対する比率の欄には調整条例に基づく緑化が適用される建築物の敷地面積「(□□m²)」とそれに対する値「◇%」を記載してください。

※ 緑化
△ m ² (◇%) ・ ▽ ▽ 本
(□□ m ²)

欄② 「※開発事業区域のすべてが緑化地域に含まれ、敷地面積が500m²以上の建築物の建築を目的とする部分が緑化地域制度の規定の適用を受ける」と記載してください。

(2) 風致地区条例第5条第6号の規定の適用を受ける場合

欄① 緑化の欄に「※」、面積の欄、宅地面積に対する比率、樹木本数の欄にそれぞれ「0」を記載してください。

※ 緑化
0 m ² (0%) ・ 0 本

欄② 「※開発事業区域のすべてが横浜市風致地区条例第5条第6号の適用を受ける」と記載してください。

(3) 地区計画条例による緑化率規定の適用を受ける場合

上記(1)-1、-2と同様ですが、欄②の文の「緑化地域」を「地区計画条例により緑化率の制限が定められている区域(または地区)」に、「緑化地域制度」を「地区計画条例緑化率の制限」に、敷地面積の数字を当該区域(又は地区)の制限内容にそれぞれ変更して記載してください。

(※9) 『添付図書』について(その他市長が必要と認める図書)・・・サイズはA3(スケールアウト可)

- ・特定大規模開発事業は、周辺の公共施設・公益施設状況を示した図面も添付してください。
- ・閲覧用については、個人情報を除いた形で図書を添付してください。

(※10) 『公共施設』とは

道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいいます。(都市計画法第4条第1項第14号)
 その他政令で定める公共の用に供する施設とは、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいいます。(都市計画法政令第1条第2項)(避難通路も含まれます)

(※11) 『公益的施設』とは

学校その他の公益的施設をいいます。その他の公益的施設としては、行政施設(交番、市町村の庁舎、出張所等)、集会施設(集会所、公民館等)等。ごみ収集場もこれに該当します。(都市計画法第33条第1項第6号)